

○ 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）

改正案	現行
<p>（令第十五条の三に規定する議決権の保有の判定） 第十七条（略）</p> <p>2 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び株主（法人その他の団体でないものに限る。）（同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権（他人の名義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社その他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得した株式を信託された者</p>	<p>（令第十五条の三に規定する議決権の保有の判定） 第十七条（略）</p> <p>2 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び株主（法人その他の団体でないものに限る。）（同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権（他人の名義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社その他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株</p>

が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

式について第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

3・4
(略)

3・4
(略)